

## 【社会体育施設使用料】

名 称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要	
油谷総合運動公園	グラウンド(半面)	1時間につき	200	8時30分から22時まで	
	グラウンド(全面)	1時間につき	400		
	テニスコート(1面)	1時間につき	250		
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名 称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要	
油谷勤労者体育センター	ミーティングルーム	1時間につき	200	8時30分から22時まで	
	卓球場	1時間につき	100		
	体育館(半面)	1時間につき	400		
	体育館(全面)	1時間につき	800		
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名 称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要	
油谷コミュニティパーク	ふれあい広場	1時間につき	400	8時30分から22時まで	
	グラウンドゴルフ場	1時間につき	200		
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名 称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要	
川尻・文洋・伊上施設	体育館	1時間につき	400	8時30分から22時まで	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名 称	具体的名称	区分		使用料(円)	摘要
夜間照明施設	油谷総合運動公園グラウンド	30分につき	48灯	840	
		30分につき	24灯	420	
		30分につき	12灯	210	
	備考 使用時間が30分に満たないときは、30分とみなす。1時間に満たないときも同様とする。				
名 称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要	
小・中学校屋内運動場	体育館(半面)	1時間につき	400	8時30分から22時まで	
	体育館(全面)	1時間につき	800		
名 称	具体的名称	区分		使用料(円)	摘要
小・中学校屋内運動場夜間照明施設	向津具小学校グラウンド	30分につき		420	
	備考 使用時間が30分に満たないときは、30分とみなす。				

【スポーツ施設使用料の減免】

使用料の減免基準は次に定めるところによります。

事由		減免の率
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用するとき。		100%
(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用するとき。	ア 教育課程で使用する場合	
	イ 上記以外の場合	80%
(3) 市体育協会、市内のスポーツ振興会、市内のスポーツ少年団又は市小・中学校体育連盟が主催する大会、行事等で使用するとき。		100%
(4) 市体育協会、市体育協会の各加盟団体、市内のスポーツ協会、市内のスポーツ振興会の各加盟団体、市内のスポーツ少年団、市内の総合型地域スポーツクラブ又は市内に組織を有する社会教育関係団体が使用するとき。		80%
(5) 市内の青少年の活動団体が使用するとき。		
(6) 市内の公益的団体が、その団体の目的に沿った活動のために利用するとき。		
(7) 市以外の官公庁が使用するとき。		50%
(8) 市又は教育委員会が後援して使用するとき。		
(9) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。		教育委員会が定める額

入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。  
10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。